

採択基準

(食品産業競争力強化対策事業実施要領(案)から抜粋)

事業の種類	事業の区分	採 択 要 件
食品産業競争力強化対策整備事業	食農連携促進施設整備事業	<p>1 農業者と食品産業事業者との間で、国産農産物を使用した商品の原材料農産物（商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農産物をいう。以下「連携農産物」という。）について、今後3～5年間、安定的に取引を行うことが見込まれること。</p> <p>2 目標年度（1の安定的に取引を行う期間の最終年度をいう。以下同じ。）において、次に掲げるすべての要件を満たすことが見込まれること。</p> <p>(1) 食品産業事業者が商品の加工・販売に使用する連携農産物の仕入金額のうち、50%以上を当該安定的取引関係を確立する農業者（以下「連携農業者」という。）から調達すること。</p> <p>(2) 食品産業事業者が商品の加工・販売に使用する連携農産物にあつては、すべて地域で生産した農産物であることを基本とすること。</p> <p>(3) 当該商品の加工・販売に使用するすべての原材料農産物のうち、地域の農産物の仕入金額割合が80%以上であることを基本とすること。</p> <p>3 総合食料局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>